

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和6年4月1日現在)

医療職給料表(1)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師又は歯科医師の職務	0	0.0%	職員	0	0	0.0%	職員
2級	係長又は担当係長の職務	1	4.5%	担当係長	1	1	4.5%	係長級
3級	1 課長又は担当課長の職務 2 課に相当する事業所等の長の職務 3 副所長の職務(総合リハビリテーション推進センター及び地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)を除く。)	7	31.8%	担当課長	7	7	31.8%	課長級
4級	1 部長又は担当部長の職務 2 部に相当する事業所の長の職務 3 困難な業務を行う本庁若しくは事業所の課長若しくは担当課長又は課に相当する事業所の長の職務 4 医監の職務 5 副所長の職務(地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)に限る。)	6	27.3%	担当部長	1	6	27.3%	部長級
				副所長	1			
				医監	3			
				担当課長	1			課長級
				計	6			
5級	1 局長、本部長又は担当理事の職務 2 困難な業務を行う本庁若しくは事業所の部長若しくは担当部長又は部に相当する事業所の長の職務 3 医務監の職務	8	36.4%	担当理事	1	8	36.4%	局長級
				担当部長	2			部長級
				医監	4			
				所長	1			
				計	8			
	合計	22	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

※斜字は「川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則」の「基準となる職務」に記載があるものを示す。